

欧州の基準・認証制度の動向(2009年3月/4月)

● トピック・ニュース

機械指令：環境を適用範囲に拡張

機械指令への修正条項の批准が間近に迫っている。これにより、関連する領域への環境保護を必須要求事項として付加することになる。この変更はある提案に由来するが、その提案の当面の目標はもっと特定されており、それは、装置に対する設計要求事項を強化し、噴霧装置から環境に有害な殺虫剤の放出を防ぐことであった。しかし、そのためには当該指令の適用範囲の広い修正を必要とするが、当指令はこれまでのところ環境保護を扱っていない。

同時に、当該指令の下で承認された規格への2009年で2度目となる大きな更新が行われた。その中には、70以上の現行規格への追補や改訂版が含まれる。更に重要なことに、まれな事であるが、当指令下で使用するため作成された航空機の地上作業におけるパレットローダーを対象とする1件の規格が危険でありコンプライアンスの証明不可能であるとの公式な警告が発表された。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0535:FIN:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:074:0004:0060:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/machinery/stand.htm

エネルギー効率：更なる規制と更なる自主規格

エコデザインプログラムにおける最新の報告では、その適用範囲を拡張することを明確にさせており、また、そのインパクトを示す顕著な証拠を提示している。照明の2クラスと電子製品用に幹線電圧を変換する目的で使用される外部電源を対象とする3つの必須措置を合わせれば、これら3つが完全に施行される2020年までに、EUの年間全電力使用量の約3%が削減されることになる。これらは当該プログラムのおよそ30項目のうちの3措置に過ぎない。その他、テレビと冷蔵庫を含む5項目に関するアウトラインが承認された。この中には新しいエネルギーラベル表示が含まれる。新たな調査の開始に伴い、2件の特定分野に関するインターネットサイトが開設された。

また、当プログラムの適用範囲は一つの単語の変更を通して拡張されることになる。エネルギー使用（energy-using）製品だけが対象となる代わりに、これからはエネルギー関連（energy-related）製品が対象となる。この変更により、EUはエネルギー消費にインパクトを持つあらゆる製品に対する措置導入が可能となる。断熱材や窓、更に水道蛇口のような建設資材は当プログラムに最初に入れられる可能性のある製品の例である。

並行して、TVセットに対するエコラベル基準が更新された。しかし、この発表は自主的なものであるエコラベルスキームが比較的重要ではないことを強調したにすぎず、必須であるが識別マークを持たないエコデザインスキームとは異なる（それが存在する領域では、エコデザイン要求事項はCEマーキングに対する条件の一部を成す）。市場はエコラベルスキームが付加する価値を理解するのは難しいと示しており、テレビにエコラベルを使用する4つのライセンスのみが機能している。

一方、EUが米国と共に提供するエネルギースタープログラムは、実際上、エコデザインとエコラベル両者の中間的インパクトを持つ。これは自主的な制度であり、エネルギーパフォーマンスに限定されるが、現在広く認識され使用されている。同じ領域を対象とするエコデザインプログラムにより、エネルギースターの利用度にどう影響するかは定かではない。また、スキャナーやコピー機のようなイメージング機器に対するエネルギースターマークの付与基準が更新された。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:076:0003:0016:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:093:0003:0010:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:082:0003:0008:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/product/pg_television_en.htm

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:106:0025:0054:EN:PDF>

<http://www.eu-energystar.org/en/index.html>

電力線ブロードバンド（BPL）製品：競争が過熱化

非公式な報告によると、家庭用 BPL 製品に対する EMC（電磁両立性）要求事項に関する舞台裏の争いが、EMC 指令下で近く公の問題となる可能性がある。問題は、これらの製品が 2009 年 10 月施行予定の 2006 年 EN 規格を遵守すべきか否かという点である。10 月を期日とする公式発表が先に出されており撤回されていない。このため、理論上では 10 月から適用されることになる。

問題の製品は家庭用 BPL システムにおいて使用される。このシステムは、家屋に設置されたエントリーポイントに送られたブロードバンド信号を受信し、家屋内の配線を通して個々の部屋へ分配する。そのため、独立したインターネットや電気通信用ケーブルの必要性が無くなる。この技術はすでに確立しており広く使用されているが、その無制限の使用はワイヤレス通信と干渉するのではないかとの懸念も上っており、また、IEC 規格を基に 2006 年に採択した EN 規格には、現在多くの BPL 製品が満たすことが出来ない放出量制限が含まれている。

EU によりこのような方法で承認された規格は公式には必須ではないものの、実際には避けることは難しく、事実上の禁止を恐れた BPL 業界は、影響力があり、当該指令の下で公式に認定を受けた適合性評価機関からの支援を獲得した。これらの機関は、規格によらない解決方法でも当該指令を遵守することを示す報告書発行資格を与えられている。当該機関が BPL 産業の申し立ての核心部分を受け入れるガイダンスノートを近々発行すると報告されている。その場合、結果がどうなるかは

不明確である。何故なら、それは2つの競合する EMC 放出基準に対する一連の要求事項が同時に適用されることを意味し、これら2つのうち法的にどちらを選択するかが不鮮明となる。類似した論争が米国の法廷で既に法的措置に発展している。

関連URL:

<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/emc.html>

http://ec.europa.eu/enterprise/electr_equipment/emc/stand.htm

http://ec.europa.eu/enterprise/electr_equipment/emc/index.htm

RAPEX : 年間報告書発行、通報対象は依然として中国がトップ

非食品製品に対する製品安全規制施行に関する RAPEX 年間報告書の中で、EU は中国が依然として危険な製品の最大供給源であることを認めた。中国は通知の 59% を占め、前年の 52% から増加している。通知は EU の RAPEX システムの下で、実施当局が公的行動を必要とする危険な製品を発見した際は常に要求される。

このシステムの下での全通知数は 16% 増加しており、玩具、自動車、家庭用電気機器という上位 3 製品分野に変化はなかった。更に他分野では、化粧品の割合は減少しているものの、衣料品の割合は増加している。リスクの種別で見ると、依然として、人身被害、化学品による損傷、窒息、感電、火事の危険性が高い。去年と同様に、EU は発見された危険な製品の総数増加を施行強化の証拠として発表しており、製品安全規制の失敗とはしていない。

製造元として中国が連続して非常に高い割合を占めたことは、中国当局との連携を改善するプログラムにおける EU の主張を強めるであろう。報告書によると、現在のところ、発見された危険な製品全てのうち 50% を少し超える製品に対し、中国当局により中国内で特別の改善行動が取られることになった。極端な例では、抵抗する会社から輸出資格が剥奪された。

関連URL:

http://ec.europa.eu/consumers/safety/rapex/docs/rapex_annualreport2009_en.pdf

http://ec.europa.eu/consumers/safety/rapex/stats_reports_en.htm

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/167&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

化学品 : REACH コンプライアンスを支援する新規データ

2008 年に開始された予備登録を必要とする物質のデータベースが完成した。この中には登録期限の 2008 年 12 月までに予備登録された物質の全てが含まれる。予備登録は REACH プログラムに

において供給業者に課された最初の義務であり、大半の化学物質はこのプログラムを通して販売認可を得る必要がある。このデータベースは 1000 ページ、14 万項目に上る。欧州委員会は膨大な量と時間的制約が重なっているため調査能力が完璧ではないことを率直に認めているが、安全データ登録の期限が近づいているため、これは同種供給業者間のデータ共有を基にした情報検索に役立つと思われる。

これとは別に、新規措置の採択前にパブリックコメントが求められる対象が発表されている。2009 年後期の例としては、暴露シナリオ、リスクコミュニケーション要求事項、拡張安全データシートの内容が挙げられる。

関連URL:

<http://apps.echa.europa.eu/preregistered/pre-registered-sub.aspx>

http://guidance.echa.europa.eu/guidance4_en.htm

● 最新情報

プラスチックパレット :

EU による新たな決定の結果として、プラスチックパレットに対する現行のリサイクルプログラムが無期限に継続される可能性がある。古いパレットはパッケージ指令の義務規定に抵触する危険な重金属を含むことがあり、また、この指令からの 10 年の免除期限が今年で切れることになっていたため、プラスチックパレットの使用が停止する可能性があったが、今後も使用が継続されると思われる。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:079:0044:0046:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/environment/waste/packaging_index.htm

無線通信機器 :

2007 年決定への新たな修正条項において、超広帯域無線機器で使用される無線帯域に対する更に高い出力が承認された。影響を受ける用途例として建物内の無線感知測定等がある。超広帯域無線技術は狭帯域通信と同じ無線帯域で共存することが可能であるが、制御されていない場合干渉を引き起こし得る。今回の緩和措置は干渉リスクを軽減する技術の発展を考慮に入れて承認されたものである。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:105:0009:0013:EN:PDF>

ジェトロ・ジュネーブ事務所作成

http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/radio_spectrum/documents/legislation/index_en.htm

計測装置：

2004年の計測装置指令（MID）対象外の製品に影響を及ぼす、EU規制の一部混乱を引き起こす部分を一扫するプログラムが発表された。タイヤゲージ、アルコールメーター、船舶タンク等が例である。EUは、OIMLやISOからの国際規格が既に適用されている分野に別のEU規格は必要であることを少々遅ればせながらも認め、EU独自の規格を廃止する予定である。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:106:0007:0024:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/prepack/ms_inst/mi_directives.htm

自動車：

- 1) EMC要求事項が更新され、一定のアフターマーケット製品は、新車に適用される認証プロセスから免除される。
- 2) 4輪車に対する一連の複雑な型式認証規制を単一規制に置き換えるEU提案に関する論議の最終段階が開始された。欧州委員会の手に過剰な権力を委ね、国際規格使用に対するコミットメントを軟化させるといった懸念が表明されているが、どのような結果が出ようが現行の技術仕様に影響が及ぶことはない。
- 3) ブレーキ補助技術を課す新規制施行のための技術仕様書の草案が現れた。
- 4) 現在討論されている重車両に対する必須排出削減の次期段階であるユーロVIフェーズ導入を促進するため新たな政府の試験研究センターが開設された。
- 5) 政府と公共輸送会社の全ての車両購入に際して、環境パフォーマンスの標準計算の適用を課すことになる新規指令の発表が差し迫っている。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:070:0017:0018:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0316:FIN:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/pagesbackground/pedestrianprotection/28137_09/en.pdf

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/401&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/503&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

レクリエーション用船舶：

規格リストへの2件の更新が承認された。

関連URL：

<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/reccraft.html>

革製品／化学品：

フマル酸ジメチル（DMF）の禁止措置が、予定通り5月1日から施行される。この措置には既に小売店に並べられた製品の回収要求も含まれ、DMFが防カビ剤として使用されている皮製の家具と靴が影響を受けることとなる。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:074:0032:0034:EN:PDF>

<http://ec.europa.eu/environment/biocides/index.htm>

化学品：

ペイントストリッパーにジクロロメタンを使用することを禁止する2008年提案が承認され、近く発表されることとなる。12ヶ月のうちに施行される見込みである。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0080:FIN:EN:PDF>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/09/89&format=HTML&aged=0&lg=en&guiLanguage=en>

シガレットライター：

ライターの販売前開封防止と子供の誤操作防止装置に対する必須基準を確実に満たすため、テストに対する現行要求事項が2010年4月までさらに1年延長された。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:081:0023:0023:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/consumers/safety/prod_legis/prod_legislation_lighters_en.htm

化粧品：

- 1) ヘアーダイの安全性確保を目的とする EU の長期プログラムにおいて、17 の化学物質に対する新たな濃縮制限が発表された。
- 2) EU は、カナダ、日本、米国と共に、動物実験を段階的に廃止することを可能とする試験方法に関する科学的推奨事項の同調に関する新たな協定に調印した。2013 年までにこの目標を達成するというプログラムには遅れが出ている。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:098:0031:0037:EN:PDF>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/643&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

ケーブルウェイ：

広範囲の安全コンポーネントに影響を与える、2005 年以来初めての小さな更新が 2000 年指令下で承認された規格リストに加えられた。この中に ISO で承認された規格はない。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:051:0009:0011:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/rail_guided_transport/cableways/harmstand.htm

圧力容器：

圧力容器指令の下で、4 件の新規格と 3 件の既存規格の更新が承認された。その中には携帯用消火器に対する規格も含まれており、これに関しては 2009 年早期に公的な警告が発表されている。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:081:0005:0022:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:040:0033:0034:EN:PDF>

玩具：

- 1) 最近の安全性への懸念を受けて、小さな磁石を用いた玩具に対する仕様に関する新しい修正が中核的安全規格に行われた。
- 2) 当該指令改正の 2008 年提案が批准に近づいている。これにより、公式な危険アセスメントを導入し、EU 内の輸入業者に対する責任を拡大し、危険物質に新たな制限を加えることとなる。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:099:0004:0006:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/toys/2008_108_directive.htm

● 新規公式報告書及び関連発表

市場調査 :

EU が資金提供する機関が 130 ページに上るハンドブック「Best Practice Techniques in Market Surveillance (市場監視における最善手法)」を新しく発表した。政府官僚に向けられたガイダンスに加えて、このレポートは輸入業者と適合性評価機関が市場調査によって受ける可能性のある影響と、調査官が対象を判定する方法に関するバックグラウンド情報を提供する。

関連URL:

http://emars.eu/uploads/EMARS_Best_Practice_Book.pdf

<http://www.emars.eu/>

気候温暖化政策 :

新規白書 (White Paper) が発表された。その目的は、エネルギー効率や再生可能エネルギー、低炭素技術のような地球温暖化に対抗する EU のこれからの措置に関する政策の枠組みを提供することである。しかし、以前の白書に対する目立った追加事項はない。一方、世界的なポスト京都プログラムを明確にすることを目的とした 2009 年 12 月コペンハーゲン地球温暖化交渉へ向けた EU の取り組みのアウトラインを描いた別の早期文書が、EU の意向を知る上で更に有益な資料となる。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0147:FIN:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/environment/climat/adaptation/index_en.htm

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0039:FIN:EN:PDF>